

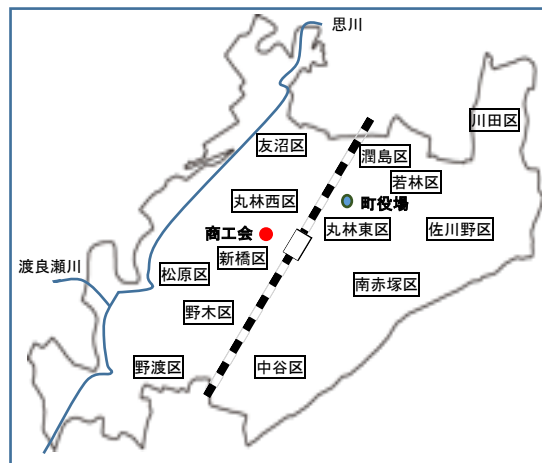
事業継続力強化支援事業の目標

1. 現 状

(1) 地域の概要

当地域は、面積が 30.27 ㎢と県内で最も小さく、平坦な地形と温暖な気候が特徴である。また、思川の下流域にあたり、南西部には渡良瀬川との合流地点がある。

J R 線の東側に位置する丸林東区、潤島区、南赤塚区、中谷区、若林区、佐川野区、川田区の 7 地区と J R 線の西側に位置する丸林西区、友沼区、新橋区、松原区、野木区、野渡区の 6 区、合計 13 地区に区分され、当商工会は丸林西区に位置している。



(2) 地域の自然災害リスク

当地域で自然災害が発生した場合に想定される被害等は、次のとおり。

① 洪水

町防災会議が作成した「野木町地域防災計画」(令和 5 年改訂) 及び町の「水害ハザードマップ」によると、比較的土地の低い丸林西区、友沼区、新橋区、中谷区、野渡区を中心に 0.5~10m ほどの浸水が想定されている。

② 土砂災害

「野木町地域防災計画」及び町の「水害ハザードマップ」によると、土砂災害警戒地域は野木区、友沼区の思川にある急傾斜地 3 箇所であり、これらの箇所は崩壊危険箇所に指定されている。

③ 地震

国立研究開発法人防災科学技術研究所「地震ハザードステーション」の防災地図によると、今後 30 年間で震度 6 弱以上の地震が発生する確率は、26%~100% であり、また、内閣府が作成した「表層地盤のゆれやすさ全国マップ」によれば、地震の揺れやすさを示す計測震度増分は 0.6~0.8 と比較的揺れやすい地域となっている。

町の地域防災計画によれば、冬場午後 6 時発震(野木町役場直下 M6.9) による被害想定は以下のとおり。

項 目	被害想定	
人的被害(人) (風速 10km/S)	死 者	126 人
	負傷者	746 人
	重傷者	190 人
	軽傷者	557 人
	要救助者	405 人
火災による建物被害 (風速 10km/S)	出火件数	9 件
	残出火件数	6 件
	焼失棟数	339 棟

※野木町地域防災計画 第 3 節地震被害想定 P153 より抜粋

④ ダウンバースト

近年、県内において突風被害が増加しており、当町においても、令和5年7月10日18時50分にダウンバーストが発生し、友沼地区から中谷地区にかけて住居や倉庫など276件が損壊、また、小学校のフェンスや町内各所で樹木が倒壊するなどの甚大な被害を被った。

地域内事業所においては、店舗の屋根や壁の損壊により、営業を一時的に停止せざるを得ない状況となり、気象状況の急激な変化への対応は非常に難しいことが明らかとなった。

過去に例がないこうした被害は、日常的な被害想定をはるかに凌駕するものであるため、常に高い防災、減災意識を持ち、積極的な取り組みを進めて行く必要がある。

(3) 感染症のリスク

感染症が流行した場合に想定される影響等は、次のとおり。

① 売上の減少

次に示す消費者等の動きと、これに伴う需要の落ち込み

- ・消費者（外国人を含む）の自粛行動
- ・式典、イベント、会合、学校行事等の中止
- ・宴会、宿泊、旅行（ツアー・貸切バス利用他）等のキャンセル
- ・学校休校
- ・風評被害
- ・先行き不安による消費マインドの低下

② 仕入・調達等の支障

次に示す企業等の動きと、これに伴う需要又は供給の落ち込み

- ・工場、物流（海外を含む）の停止
- ・原材料、資材、部材等の不足、納入遅延、価格の高騰
- ・部品、製品、商品の不足、納入遅延、価格の高騰
- ・備品（マスク・消毒薬等）、燃料の不足、納入遅延、価格の高騰
- ・生産、工期の遅れ
- ・生産の減少、未成工事の増加に伴う受注制限、停止

③ 事業継続への影響

- ・資金繰りへの支障
- ・本人または家族の感染に伴う従業員の出勤停止
- ・学校等休校に伴う子の世話等による従業員の出勤不能
- ・営業自粛・時間短縮要請への対応難
- ・テレワーク、時差出勤への対応難

(4) その他の事業継続リスク

自然災害、感染症以外の不慮の事態とその影響等は、次のとおり。

① 店舗・工場等の火災

- ・所有する建物や設備、什器、備品等の滅失、これに伴う事業の停滞、縮小、休止、廃止

② 経営者・従業員の病気やケガ

- ・長期療養による就業不能又は死亡、これに伴う事業の停滞、縮小、休止、廃止

(5) 商工業者の状況 (令和3年経済センサス活動調査より)

商工業者数 669者 (うち小規模事業者数 511者)

業 種	商 工 業 者	小規模事業者	備 考 (事業所の立地状況等)
建 設 業	94	94	地域内に広く分散
製 造 業	97	60	〃 (工業団地X3ヶ所)
卸 売 業	38	27	〃
小 売 業	106	69	〃
飲食店・宿泊業	54	36	〃
サービス業	223	178	〃
そ の 他	57	47	〃
合 計	669	511	

(6) これまでの取組

① 野木町の取組

- ・地域防災計画の策定
- ・地域防災の充実
- ・ボランティア連携強化
- ・防災教育の推進
- ・防災無線の整備
- ・予防対策の整備
- ・防災訓練の実施
- ・防災備品の備蓄

② 野木町商工会の取組

- ・会員被災情報の収集
- ・事業者BCPに関する国の施策の周知
- ・県主催の事業者BCP策定セミナーの周知と参加促進
- ・事業継続力強化計画の申請支援
- ・栃木県火災共済(協)と連携した火災共済への加入促進
- ・上部団体である全国商工会連合会 (以下、「全国連」という。) の福祉共済 (病気・ケガの補償) への加入促進
- ・町が実施する防災訓練への参加及び協力

2. 課 題

(1) 事業者に対すること

- ・防災、減災に対する意識の向上を促すべく、会報誌等により事業継続力強化計画の重要性について情報発信を行ってきたが、未だ防災に対する意識が低い事業者が多く、計画策定支援先も伸び悩んでいる。こうした現状を踏まえ、今後、緊急時に対する意識をさらに高めていく必要があることから、防災意識向上のための啓発活動をさらに強化し、地域内事業者の災害リスクへの意識向上を図ること。

- ・防災、減災の取組方法に関する知識が低い事業者が一定数存在するため、災害事例等を交えて紹介し、多くの事業者の取組につなげること。
- ・取組状況は、規模が小さい事業者ほど低調であることから、簡易なものから紹介し、取り組み開始のハードルを下げること。

（２）商工会内部に関すること

- ・平成２５年６月に野木町商工会危機管理マニュアルを策定し、変更が生じた際には随時更新を行っているが、未だ実際の緊急時の対応が十分に確立できておらず、職員個々の知識と能力に頼らざるを得ない状況であることから、対応にあたる具体的な体制・役割分担などについて、職員間で十分に共有し、行動できるようにすること。
- ・事前の対策・緊急時の対応を進めるにあたり、必要なノウハウを持つ人員が不足していることから、職員の資質向上を図ること。
- ・事業継続力強化支援ガイドライン（栃木県版）を全職員が理解し、被害情報の報告ルールを共有すること。

３．目 標

自然災害に対しては、野木町地域防災計画を踏まえつつ、野木町商工会地域の商工者に対する事前防災・減災の対策や発生後のいち早い応急・復旧等について、野木町と野木町商工会が一体となって取り組む。

地域全体を巻き込む自然災害や感染症、さらには事業者個々に不測の事態が発生しても、経済活動が機能不全に陥ることを防ぎ、野木町全体とこれを構成する事業者の持続的発展を目指す。

具体的な目標は、次の３項目。

➤ 小規模事業者が取り組み可能な事業継続力強化の提案と支援

事業者に対し地域の自然災害、感染症、その他の事業継続リスク（火災、病気やケガを含む）等を認識させ、事業者ＢＣＰ策定を含む事業継続力強化への取組や損害保険・共済制度への加入を促す。

➤ 速やかな応急・復興支援策を行うための連携体制の確立

自然災害、感染症リスク発生時に速やかな支援が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を職員全員が把握する。

➤ 迅速な被害の把握と報告

緊急時における町と商工会、国、栃木県、県連合会との被害情報報告ルート、内容等を職員が熟知し、自然災害、感染症リスク発生時は商工会の会員・非会員を問わず地域内の被害情報を収集し、必要な支援を講ずる。

※その他

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに栃木県へ報告する。

1. 事業継続力強化支援事業の実施期間

(令和7年4月1日 ～ 令和12年3月31日)

2. 事業継続力強化支援事業の内容

(1) 事前の対策

① 地域内事業者に対する自然災害等事業継続リスクの周知

- ・ 職員による巡回や窓口指導時において、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所における自然災害等による事業継続リスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済制度加入等）について説明する。
- ・ 会報や町広報、ホームページ、メールマガジン等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険・共済制度の概要、事業者BCP、事業継続力強化支援計画の策定に積極的に取り組む事業者の紹介等を行う。
- ・ 事業継続の取組に関する専門家を招き、事業者に対して普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険・共済制度の紹介等を実施する。
- ・ 全国連作成の「リスクチェックシート」等を活用しながら、リスクごとの損害保険・共済制度の加入確認を行い、対応が不十分な項目について、加入の提案等を行う。

② 地域内事業者に対する事業者BCPの作成支援

- ・ 事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なもの含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について助言を行う。
- ・ 事業者BCP策定のためのワークショップを開催する。
- ・ 策定支援に際しては、県のBCP策定支援プロジェクトも活用する。

③ 商工会自身の事業継続計画の作成

- ・ 野木町商工会危機管理マニュアルを平成25年6月(R6.12.1 更新)に作成済み（別添）。

④ 関係団体等との連携

- ・ 連携協定を結ぶ東京海上日動火災保険(株)、全国連と提携している あいおいニッセイ同和損保(株)に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。
- ・ 関係機関へ普及啓発ポスターの掲示を依頼する。

⑤ フォローアップ

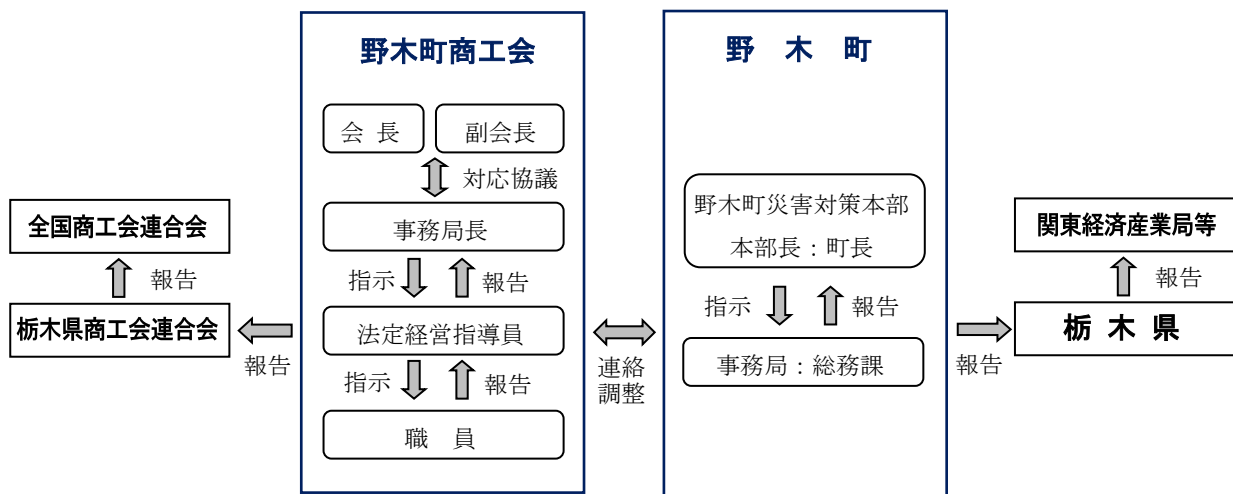
- ・ 地域内事業者の事業者BCP等への取組状況を確認する。
- ・ 本計画については、野木町と状況確認や改善点等について協議する。

⑥ 訓練の実施

- ・ 災害（平成27年9月関東・東北豪雨・東日本大震災等と同規模）が発生したと仮定し、町と商工会の連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。以上、①②⑤⑥の対策については、適宜、東京海上日動火災保険(株)、あいおいニッセイ同和損保(株)の他、栃木県火災共済(協)と連携協力し実施する。

(2) 自然災害等リスク発生時における指揮命令系統・連絡体制

- ・自然災害等リスク発生時の指揮命令系統・連絡体制は以下のとおりとする。
- ・事前に風水害等の発生が予想される場合は、あらかじめ指揮命令系統・連絡体制の確認を行う。



(3) 自然災害等リスク発生時の対応

① 大規模自然災害

大規模自然災害が発生（※1）した場合は、以下の手順で対応する。

（※1）大規模自然災害発生とすることの目安

- ・風水害：特別警報が発表された場合
- ・地震：震度6弱以上の揺れが観測された場合

1) 職員の安否・出勤可否の確認

- ・商工会職員は、発生後速やかに法定経営指導員（又はその代行者）へ安否・出勤可否の報告を行う。
- ・報告を受けた法定経営指導員は、職員の業務従事の可否を町及び県連合会へ報告するとともに、町が把握する被害状況を共有する。

2) 地域内事業者の被害状況の確認

- ・町は、罹災証明申請書に被害状況や被害額の記載欄を設け、地域内事業者の被害状況を確認する。
- ・商工会は、巡回・電話等により地域内事業者の被害額・状況を確認する。

3) 被害情報の共有

- ・町と商工会は、以下の方法と頻度で被害情報等を共有する。
- ・情報共有は、本計画の申請ガイドライン（栃木県版）で示された実態調査票（様式1）を用いる。

- ・共有方法 電子メール（又はFAX）

- ・共有頻度

期間（発生日起算）	頻 度
1 週目	1 日に 2 回
2 週目	1 日に 1 回
3 ・ 4 週目	1 週間に 2 回
5 週目～	1 週間に 1 回

※状況に応じ調整あり

4) 被害情報の報告

- ・町と商工会は3) のとおり情報を共有した後、町は栃木県へ当該実態調査票を用い、定められた期日までに報告する。また、商工会は当該実態調査票の内容を網羅した全国連の商工会災害システムも活用し、随時報告する。

② 国際的に脅威となる感染症

国際的に脅威となる感染症（※2）が流行した場合は、以下の手順で対応する。

（※2）国際的に脅威となる感染症流行とすることの目安

- ・世界保健機関（WHO）が「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態（PHEIC）」に該当すると表明した場合とする。

1) 感染予防のための取り組み

- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・当町で取りまとめた「野木町新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 32 条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、町における感染症対策本部設置に基づき当会による感染症対策を行う。

2) 地域内事業者に対するリスクの周知

- ・感染症発生国の経済状況・工場の稼働状況等、今後地域内事業者の経営に影響を与えうるリスクについて周知する。

3) 地域内事業者の被害状況の確認

- ・町は、来庁又は問い合わせを受けた地域内事業者の被害状況を確認する。
- ・商工会は、巡回・電話等により地域内事業者の被害状況を確認する。

4) 被害情報の共有

- ・町と商工会は、以下の方法と頻度で被害情報等を共有する。
- ・情報共有は、本計画の申請ガイドライン（栃木県版）で示された実態調査票（様式2）等を用いる。

- ・共有方法 電子メール（又はFAX）
- ・共有頻度

期 間	頻 度
海 外 発 生 期	1 月に 1 回
国 内 発 生 早 期	1 月に 2 回
国 内 感 染 期	1 週間に 1 回

※状況に応じ調整あり

5) 被害情報の報告

- ・町と商工会は4) のとおり情報を共有した後、町は栃木県へ、商工会は県連合会連へ定められた期日までに報告する。なお、情報報告は当該実態調査票等を用いる。

(4) 被災事業者に対する支援

① 応急対策時の支援

- ・相談窓口の設置にあたっては、町と商工会が対応内容等について協議し、安全性が確認された場所に開設する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国、栃木県、町等の施策）を周知する。
- ・被災事業者に対し、各種支援制度、保険金請求、税の減免申請、融資などの手続きを受ける場合に必要「罹災証明書」について周知し、取得を促す。また、添付が求められる被災状況写真を撮影しておくよう指導（又は撮影）する。

② 復旧・復興支援

- ・国、栃木県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災事業者に対して支援を行う。
- ・被災事業者施策（国、栃木県、町等の施策）を周知する。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を栃木県・県連合会等に相談する。

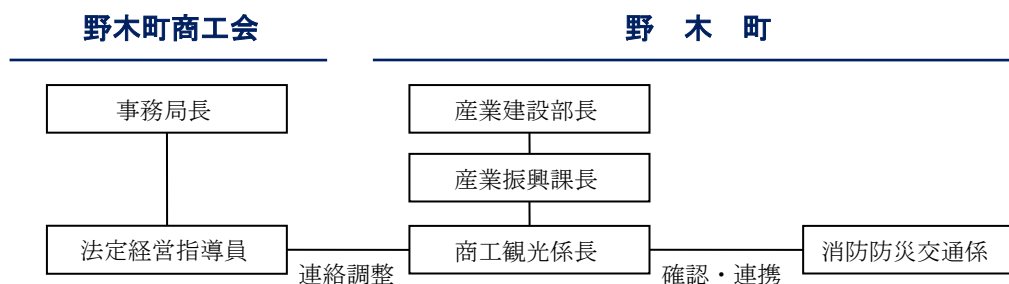
※その他

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに栃木県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和 7 年 1 月現在)

(1) 実施体制 (商工会の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/町の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/商工会と町の共同体制/経営指導員の関与体制 等)



(2) 法定経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

① 法定経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 遠藤 洋史 (連絡先は (3) ①のとおり)

② 法定経営指導員による情報の提供及び助言 (手段、頻度 等)

- ・ 本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・ 本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ (四半期に 1 回以上)

(3) 商工会、関係連絡先

① 商工会

野木町商工会 経営指導課・総務課

〒329-0111 野木町丸林 384-4

TEL : 0280-55-2233 / FAX : 0280-55-2213

E-mail : nogi_net@shokokai-tochigi.or.jp

② 関係市町

野木町役場 産業建設部 産業振興課 商工観光係

〒329-0195 野木町丸林 571

TEL : 0280-57-4153 / FAX : 0280-57-4191

E-mail : sangyou@town.nogi.lg.jp

(4) 被害情報報告先

① 栃木県

産業労働観光部 経営支援課

〒320-8501 宇都宮町塙田 1-1-20

TEL : 028-623-3173 / FAX : 028-623-3340

E-mail: dantai-s@pref.tochigi.lg.jp

② 栃木県商工会連合会

組織支援課

〒320-0806 宇都宮町中央 3-1-4

TEL : 028-637-3731 / FAX : 028-637-2875

E-mail: soshiki_fed@shokokai-tochigi.or.jp

※その他

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに栃木県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
必要な資金の額	200	200	200	200	200
1. BCP策定セミナー開催費 ・講師謝金・旅費・会場借料・広告料	50	50	50	50	50
2. 個社支援 ・専門家派遣費・専門家謝金・旅費	80	80	80	80	80
3. 普及・啓発費 ・ポスター、チラシ印刷費	30	30	30	30	30
4. 協議会開催費 ・専門家謝金・旅費・会議費	40	40	40	40	40

調達方法
会費、野木町補助金、事業収入等